

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月20日

静岡県知事 鈴木 康友 殿

提出者

住所 静岡県沼津市丸子町725

沼津生コン有限責任事業組合

工場長 善方 謙伸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-960-6601

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	沼津生コン有限責任事業組合
事業場の所在地	静岡県沼津市丸子町725
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

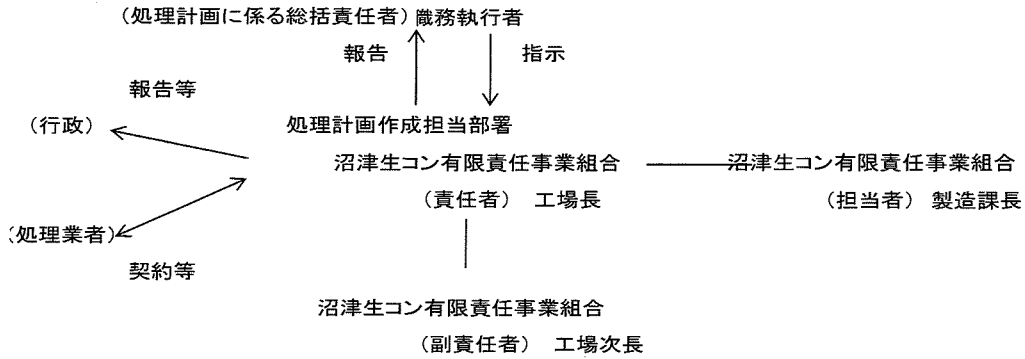
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 810,776千円 (令和4年度実績)
③ 従業員数	10人 (令和6年3月末時点)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	原材料 → 練混ぜ → 運搬 → 現場荷降ろし → 戻りコン → コンクリートくず収集運搬 (斎藤興業(株)、三和興産(株)) → 中間処分 (斎藤興業(株)、三和興産(株)) → 最終処分 (斎藤興業(株)、三和興産(株)) 再生碎石

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	5,443t	— t
	(これまでに実施した取組) 顧客の現場との連絡を密にし、必要数量の確認し最適量の製造、ロスの要因となる過剰な追加の抑制。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	4,500	— t
	(今後実施する予定の取組) 新規の事業組合を立ち上げし3年目となる。一昨年の発足初年度は出荷量が増大に伴う排出量も増加したが、昨年半ばに完成した新規処理設備の活用で、排出量約30%低減された。引き続き現場と連携し必要量を製造しロスの抑制すると共に、コンクリートくずの排出の低減に取り組む。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくず以外に、混廃・鉄くず。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来と同様、コンクリートくず・混廃・鉄くずにて分別を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	
	(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組) 特になし			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず		
	全処理委託量	5,443 t	— t	
	優良認定処理業者への処理委託量		— t	— t
		再生利用業者への処理委託量	5,443 t	— t
		認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 中間処理業者への排出を行う事により、リサイクルを推進してきた。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	4,500 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	4,500 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>中間処理業者への排出を継続し、リサイクルを推進する。 昨年度導入した設備の活用により排出量を低減する。 引続き得意先、現場の必用量に傾注し、必要量に応じた生産を行うことをより徹底させ、総排出量の抑制を心がける。</p>		
※事務処理欄			